

市立吹田市民病院における「院外処方せん疑義照会プロトコル」の運用について

薬剤部長
森 信介

《目的》

平成30年12月の新病院移転に伴い、薬剤部による院外処方せんの監査が業務運用上、実質不可能になるため、保険薬局（調剤薬局）からの疑義照会の件数が増えることが予想される。保険薬局からの疑義照会のうち、形式的な疑義照会をなくすことで、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医および疑義照会窓口である当院薬剤師の負担軽減を図る目的で、「院外処方せん疑義照会プロトコル」の運用を開始する。

《運用方法》

- ① 院外処方せんにおける疑義照会プロトコル（疑義照会不要例も含む）を作成する。
- ② 新病院移転時に●●●●との合意書を取り交わす。
合意書を取り交わした●●●●について、薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとする。

（以下 薬剤師法（抜粋）参照）

薬剤師法（抜粋）

（処方せんによる調剤）

第 23 条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

（処方せん中の疑義）

第 24 条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

- ③ 保険薬局の薬剤師は、疑義照会プロトコルに基づき、処方変更した内容について患者のお薬手帳に記載するとともに、「トレーシングレポート・疑義照会報告書」に必要事項を記載し、市立吹田市民病院薬剤部宛にFAXで連絡する。
- ④ 薬剤部薬剤師は、「トレーシングレポート・疑義照会報告書」の内容について、薬学的知見に基づき検討する。
- ⑤ 薬学的知見に基づく検討において、薬剤部薬剤師が処方医に情報提供が必要と判断した場合は、速やかに処方医に連絡を行う。処方医との相談の結果、必要に応じ保険薬局との協議を行った場合、協議内容を電子カルテに記載する。
- ⑥ 上記⑤や、その他「トレーシングレポート・疑義照会報告書」の内容に基づき、薬剤部薬剤師が処方修正を行い、次回からの処方に反映させる。
- ⑦ 送られてきた「トレーシングレポート・疑義照会報告書」は、必要に応じて電子カルテにスキャン取り込みをする。
- ⑧ 処方医が「事後に承認を行った」との扱いとする。

《その他》

- ① 照会不要の項目は「院外処方せんにおける疑義照会プロトコル《疑義照会不要例》」に記載してあるものに限定し、それ以外は必ず従来通り薬剤部へ疑義照会を行う。
- ② 後発医薬品の変更については患者のお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要とする。（但し、麻薬に関するものは除く）

院外処方せんにおける疑義照会プロトコル

市立吹田市民病院

H30.12.1

《処方変更に係る原則》

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ② 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ④ 患者に十分な説明（服用方法・安定性、価格等）を行い、必ず同意を得た上で変更する。

《疑義照会不要例》

A) 剤形を変更する場合

例：ドグマチールカプセル50mg ↔ ドグマチール錠 50mg

ガスター錠 10mg ↔ ガスターD錠 10mg

※用法・用量が変わらない場合のみ可とする。

※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可とする。

※散↔錠（粉砕、脱カプセル含む）、液↔散等の剤形変更は不可とする。

※軟膏→クリーム等の製剤の変更等、外用薬の剤型変更は不可とする。

B) 処方規格を別の規格に変更する場合

例：デパス錠0.5mg 1回2錠 ↔ デパス錠 1mg 1回1錠

ラシックス錠 20mg半錠 ↔ ラシックス錠 10mg1錠

C) 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその反対への変更。 (但し、抗悪性腫瘍剤を除く。)

例：ワーファリン錠 1mg 2.5錠（粉砕） ↔ ワーファリン錠 1mg 2錠

ワーファリン錠 0.5mg 1錠

D) 湿布薬や軟膏の規格 変更に関すること

例：モーラスパップ30mg（6枚入）×7袋 ↔ モーラスパップ30mg（7枚入）×6袋

リンデロンVG軟膏（5g）×2本 ↔ リンデロンVG軟膏（10g）×1本

アズノールうがい液（5mL）×2本 ↔ アズノールうがい液（10mL）×1本

F) 一包化調剤に関すること

※患者希望あるいは服薬アドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限る

G) 外用薬の用法（適用回数、適応部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合
（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープ L 3 袋 1 日 1 回 → 1 日 1 回 腰

H) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方せんに記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合を含む）の用法の追記

例：ロキソプロフェンナトリウム錠 60 mg 1 錠 頓服 1 日 1 回 10 回分

→ 頓服 1 日 1 回 発熱時（38℃以上の時） 10 回分

I) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 30 日分処方の場合）

バクタミン配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

J) 漢方薬の用法に関すること

漢方薬の用法を添付文書どおりの服用方法に変更する（ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く）

例：ツムラ葛根湯エキス顆粒（医療用）（2.5 g / 包）3 包 分 3 毎食後 → 毎食前

K) 残薬調整に伴う処方日数変更に関すること

継続処方されている処方薬に残薬がある時、患者希望で、次回予約日を考慮して投与日数を減らす場合のみ可とする。

※投与日数を0日（処方削除）とはしないで最低1日分の処方は残してください

※増やす場合は不可、「麻薬、抗悪性腫瘍剤」は共に不可です

※糖尿病薬や抗凝固薬等、薬学的見地から重要なお薬と判断される場合には変更される前に、薬剤部までご連絡をお願いします

※院外処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、指示通り疑義照会が必要です。

※残薬調整を行った場合は、必ず「トレーシングレポート・疑義照会報告書」を用いて残薬が生じた理由に関する情報提供をお願いします。

この報告がない場合、次回診察時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守ください。

例：プラビックス錠 75mg 30日分 → 27日分（3日分残薬があるため）

ニゾラルクリーム 2% 10 g 3本 → 2本（1本残薬があるため）

「トレーシングレポート・疑義照会報告書」送付先 : (薬剤部)

FAX (直通) : 06-6380-3587

TEL (代表) : 06-6387-3311

保険関係（保険者番号、公費負担など）の問い合わせは：（医事課外来係）

FAX (直通) : 06-6380-5825

TEL (代表) : 06-6387-3311